

を 受けた 農家の 皆さんへ

市では、冷害を受けたかたの市県民税および国民健康保険税、介護保険料を減免します。該当されるかたは減免申請してください。

市県民税および国民健康保険税を減免します

要件①～④すべてに該当するかたが対象です

- ①平成15年度分の市県民税の農業所得に係る所得割が課税されている納税義務者または平成15年度分国民健康保険税が課税されている納税義務者
- ②農作物に被害を受けたことにより、農業共済組合へ被害申告をしていること
- ③平成12年から平成14年までにおける農作物の収入額による平均額と、平成15年の農作物の収入額（農作物共済金額を含む）を比較し、3割以上の減少となること
- ④平成15年は、米価が値上がりしたため、概算では収穫量が

平年の7割程度以上の減収になる場合が該当と思われる。ただし、銘柄・等級によって異なります。

- ④平成14年中における合計所得金額（分離課税の譲渡所得などの特別控除後の額も含む）が1,000万円以下でありかつ農業所得以外の所得が400万円を超えないこと

- ・減免申請書
- ・収入調書
- （減免申請書と収入調書は税務課にありませので事前にもらいに来てください）

- ・平成12～14年分の農作物の収入金額（自家用分の収入含む）
- ・平成15年分の収入見込額（自家用分の収入含む）
- ・支内訳書の写しなど
- ・農作物共済金支払通知書

12月29日（月）までに申請してください。12月27日（土）、28日（日）、29日（月）も税務課窓口で受け付けます。

介護保険料を減免します

要件
生計を主として維持するかたの総収入（農業収入を含む）が冷害により前年比3割以上減少した世帯に属し、申請時に

満65歳以上のかた。ただし、農業共済組合へ農作物の被害申告をしていること

- ①減免申請書（長寿支援課にあります）
- ②農作物共済金支払通知書
- ③今年の全ての収入見込額が分かるもの（米穀販売代金振込票・年金支払通知書・年金振込先通帳・給与支払明細書などの写し）
- ④前年の全ての収入金額を確認できるもの（帳簿・収支内訳書などの写し）

受付期間
12月25日～29日（土・日曜も含む）8時30分～17時

受付場所
25、26日は長寿支援課
27～29日は税務課

低利で融資する
冷害対策資金制度

1. 天災資金（国資金）

対象者
農業所得が総所得の過半を占める農家のうち、減収量が30%以上かつ損失額が10%以上のかた

貸付利率・0.75%
償還期間・4～7年以内
貸付実行期限・16年3月20日
限度額
個人・250万円または損失

額の60%のいずれか低い額
法人・2,000万円または損失額の60%のいずれか低い額

2. 農業経営維持安定資金（農林漁業金融公庫資金）

対象者
農業所得が総所得の過半または農業従事日数が総従事日数の過半を占めるかた

貸付利率・0.75%～1.5%
償還期間・20年以内
融資限度額
個人・200万円
法人・1,000万円

3. 平成15年冷害対策資金（県単独資金）

対象者
①農業所得が総所得の過半または農業従事日数が総従事日数の過半を占めるかたのうち、天災資金および公庫災害資金の借入では不足するかた

- ②農業所得が主で、65歳未満の農業従事日数60日以上の子帯員がいる農家

貸付利率・0.95%
償還期間・5年以内
貸付実行期限・16年3月31日
融資限度額
個人・200万円

法人・1,000万円
農業信用基金協会の債務保証
が必要で

4. 平成15年産米冷害対策資金（JAプロパー資金）

対象者
JAあきた北の組合員で計画流通米の出荷契約をしているかた

貸付利率・1.5%
償還期間・5年以内
貸付実行期限・16年3月25日
限度額・300万円
農業信用基金協会の債務保証
が必要です。

緊急農村整備事業（救農土木）の助成を行います

冷害を受けた農家の就労の場を確保するため、土地改良区などが維持管理している農業用排水路・農道などの整備に対して助成します。

要件

- ①1件の事業費が30万円以上であること
- ②実施主体が事業費の20%を負担すること
- ③被害農家の人力を主体とした事業であること

実施主体
土地改良区、水利組合、農業共同組合、土地改良事業共同施行者、その他知事が適当と認めるもの

実施方法・実施主体による直営方式
申し込み期限・12月24日（水）
[申問]農林課（内線293）

「緊急種子確保対策事業」についても、国・県の事業を活用し実施する予定です。事業の内容が明らかになり次第、お知らせします。 [問] 農林課（内線294）